

# ＜タイ税務・会計情報＞

## 生命保険料控除に関する改正

2009年1月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

## 目 次

1. 法令名 .....	1
2. 法令の趣旨と背景 .....	1
3. 日系企業への影響 .....	2

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地会計コンサルティング会社Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.に作成委託し、2009年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32  
Tel: 03-3582-5017

<タイ税務・会計情報>

生命保険料控除に関する改正

1. 法令名

NOTIFICATION OF THE DIRECTOR-GENERAL OF REVENUE ON  
INCOME TAX (NO.172)  
RE: RULES AND PROCEDURES FOR INCOME TAX EXEMPTION ON  
INCOME PAID AS LIFE INSURANCE PREMIUM OF THE RECIPIENT  
OF INCOME UNDER CLAUSE 2 (61) OF THE MINISTERIAL  
REGULATION NO.126 (B.E.2509).

所得税に関する歳入局長通達第 172 号  
「財務省規則第 126 号（仏暦 2509 年）の第 2 の (61)に基づく所得受領者の生命保険料支払いに当てた所得に対する所得税控除に関する条件および手続きについて」

2. 法令の趣旨と背景

2008 年 3 月に発表された経済刺激策の一環として、「個人所得税に関する生命保険料控除の引き上げ」があり、すでに出された財務省令第 266 号に基づき、2008 年度より、生命保険控除限度額が従来の年間 50,000 バーツから年間 100,000 バーツに引き上げられた。

しかしながら、上記歳入局長通達によって、今後、控除できる生命保険料は、以下の条件を満たす生命保険に関するものに限定される。条件の内、②と③が今回新たに加えられた条件である。

(1) 生命保険契約が 10 年以上であること

(2) 生命保険契約だけの保険料であること\*、すなわち、医療保険や傷害保険などほかの保険契約に対する保険料が含まれていないこと

(3) 保険料支払期間中に契約に基づき返還金（または便益）がある場合\*、当該返還金等が対象期間中に支払った保険料の20%を超えないこと、また、当該返還金受領後も保険会社が生命保険契約上の義務を継続して有していること

\* 現時点において、大手生命保険会社を取り扱う生命保険の多くは、傷害保険や医療保険との組み合わせになっており、また、契約期間中、一定期間の保険料支払後、契約に基づき特定の金額が返還される形式が多い。

新たに設定された条件が適用されるのは、2009年1月1日以降に加入する生命保険であり、それ以前に加入した保険契約には適用されない。

### 3. 日系企業への影響

これまで控除できていた保険料に関しては、今後も継続して控除に使用できるが、2009年1月1日以降に加入する生命保険に関しては、控除できない可能性が広がった。今後、従業員の給与に対する源泉所得税の計算にあたり、チェックを要する。

ただし、今回の通達において、保険会社が発行する領収書に「所得控除できる生命保険料であるか否か、あるいは控除できる条件を満たす保険契約か否か」の記載をしなければならない旨が定められているため、通達に基づき適正に領収書が発行されている限り、チェックは容易に行いうる。

(報告書作成委託先現地会計コンサルティング会社：Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.)